

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市及び兵庫県のハザードマップによると、市街地地域を流れる河川流域において、0.5～3.0m未満の浸水が予想されている区域があり、市街地の商業地区においても浸水被害が予想されており、復旧費用・復旧期間中の事業と市民生活への影響が懸念されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市及び兵庫県のハザードマップによると、市内で商工業の集積がみられる各区域は主として海沿いであるが、背後に山間部が迫るような立地が多く、地滑り等の土砂災害が懸念されている。

(高潮：ハザードマップ)

当市及び兵庫県のハザードマップによると、当会が立地する埋め立て地域を含む沿岸部において、0.5～3.0m高潮被害が予想されているほか、場所によっては3.0～5.0mの高潮が予想されている区域もあり、多大な被害が懸念されている。

(津波：ハザードマップ)

当市及び兵庫県のハザードマップによると、南海トラフ地震に伴い、当会が立地する埋め立て地域を含む沿岸部において、0.5～3.0mの津波被害が予想されているほか、場所によっては5.0～10.0mの津波の到達が予想されている区域もあり、多大な被害が懸念されている。

(地震：J-SHIS)

J-SHIS や当市の防災ガイド等によると、最大震度6強の地震が発生する確率が年々高まっており、沿岸部を中心に建物全壊等の被害が発生すると予想されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により多くの市民の生命及び健康、さらには事業活動に多大な影響を与える恐れがある感染症に対しては、その生命及び健康を保護し、市民生活や経済に与える影響を最小にするための対策(ワクチン接種やマスク着用に励行等)を行っている。

(サイバー攻撃)

当市では、線香などの地場産業や企業誘致により事務所・工場等を市内に設置した企業等、業種を問わずサイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等リスクへの対策が急務となっている。

(その他)

当市は、四方を海に囲まれた島嶼地域であり、域外との交通は明石海峡大橋、大鳴門橋等、主要橋梁及びフェリー航路に大きく依存している。そのため、地震・台風等の自然災害により、これら交通インフラが途絶した場合、原材料や生活物資の物流停滞、来訪者の減少による観光需要の急減など、地域経済全体に大きな影響を及ぼすリスクがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1, 797人 (商工会員数 1,179人 : 組織率 65.61%)
- ・小規模事業者数 1, 429人

【内訳】

(単位 : 件)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	建設業	187	149	市内に広く分散している
	製造業	263	209	市内に広く分散している
	卸売業	115	91	市内に広く分散している
	小売業	448	356	市内に広く分散している
	飲食・宿泊業	282	224	市内に広く分散している
	サービス業	366	292	市内に広く分散している
	その他	136	108	市内に広く分散している

(令和3年度経済センサス統計調査報告より)

(3) これまでの取り組み

①淡路市の取り組み

- ・淡路市地域防災計画・津波等避難計画・全庁業務継続計画等の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・観光防災セミナーの実施

②淡路市商工会の取り組み

- ・事業者の「事業継続力強化計画」や「事業継続計画(BCP)」策定・運用に関する国の施策の周知
- ・BCP策定セミナーの開催
- ・商工会防災設備の定期点検と防災訓練の実施
- ・防災備品(スコープ、懐中電灯、非常食等)の備蓄
- ・淡路市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・当会自身の事業継続計画の策定(令和8年度中に策定予定)
- ・感染症緊急事態宣言時における職員の事務所内分散勤務体制の実施及びテレワークの導入

③事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・市内小規模事業者を訪問し事業BCPの策定に係る指導 6者
- ・事業BCP策定済み事業者を訪問し見直しに係る指導 1者
- ・事業継続力強化に関するセミナー 年1回
- ・市による観光防災セミナーへの事業所の参加促進 19者

※前実施期間においては、非常時への備えとして事業継続力強化計画(BCP)の重要性を伝えていたものの、目標達成に向けた行動を具体化できておらず、巡回・窓口相談の場において、事業所ごとの計画策定を実践的に支援する体制が十分に構築できていなかった。

II. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ・市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ・地域の自然災害・感染症やサイバー被害について、当会、当市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ・本計画の実施に当たって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足や防災・減災・緊急時対応の重要性を周知する専門知識の不足といった課題がある。

【対策】

- ・市内小規模事業者の事業継続計画や事業継続力強化計画の策定状況を把握するため、巡回指導時の聞き取りや中小企業庁 HP 等に掲載されている認定事業者一覧等で確認をする。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築して連絡を密に取り合えるようにする。
- ・発災後に速やかな復興支援策を実施できるよう、また、市内において感染症やサイバー被害等が発生した際には迅速に拡大防止措置を講じられるよう、当会内の体制及び関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・県商工会連合会や県共済との連携により BCP 策定セミナーを開催し、事業者への災害・感染症リスクやサイバー被害への対策準備を促すとともに、BCP 策定強化を図る。
また、セミナーには職員も同席し、スキルアップとノウハウ習得に努める。
- ・保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員等の不足については、県共済、日本政策金融公庫、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行い、職員の積極的な参加によりスキルやノウハウの習得に努める。

III. 目標

- ・市内小規模事業者への巡回指導等により、災害及び感染症リスクを認識してもらい、事前の対策の必要性を周知する。
- ・サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が低いことから、事業者 BCP の策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係り取り組みとして、共済の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

○成果目標

(単位：件)

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標(事業者数)	
			BCP	事業継続力強化計画
1, 7 9 7	1, 4 2 9	R8	2 5	2 5
		R9	2 5	2 5
		R10	2 5	2 5
		R11	2 5	2 5
		R12	2 5	2 5

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

①市内小規模事業者の事業継続力強化の取り組み状況の把握

・巡回訪問

市内小規模事業者の事業継続力への取り組み状況を聞き取りすると同時に、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済への加入、感染症拡大防止策、サイバー被害による個人情報漏洩対策等)について、商工会職員による巡回訪問時にハザードマップ等を用いながら、リスクの高い地区を重点的に順番に説明していく。

②小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

・広報ツールの活用

SNS(公式LINE・Instagram等)・ホームページ・商工会報(年2回発行)や市広報誌(毎月発行)等を活用して、国県市の施策やリスク対策の必要性、損害保険・共済の概要について周知するとともに、BCP・事業継続力強化計画の策定・運用に取り組む小規模事業者の紹介等も行い、啓発に努める。

・商工会職員による個別指導

市内小規模事業者に対し、BCPや事業継続力強化計画の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等について、随時指導・助言を行う。

・専門家等による集団指導・個別指導

事業継続力強化計画の取り組みに関する専門家を招聘し、市内小規模事業者に対して必要性の啓発と計画の普及に関するセミナーの開催や、国県市といった行政の施策の紹介や、損害保険・共済の紹介等を適宜実施する。

・感染症対策に関する情報提供

新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染状況も日々刻々と変化するため、小規模事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

新型コロナウイルス感染症に関しては、それぞれに即した業種別ガイドライン等に基づき、感染拡大防止策等について小規模事業者への周知を行うとともに、以後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・サイバー被害に関する情報提供

サイバー被害は、常に発生する可能性がありながら、いざ発生した場合には業務停止や個人情報流出といった被害を引き起こし、事業継続への重大な影響に繋がりがねないものであることから、常日頃からウイルス対策・不審なメールや外部記憶装置等への適切な対応・活用するプログラムを最新に保つ等の必要性について、市内小規模事業者へ周知を行うとともに、以後の被害対策に繋がる支援を実施する。

あわせて、サイバー攻撃やシステム障害が発生した場合においても事業を停止させないため、受注管理や顧客対応を手書きで行うなどのアナログによる代替手段を事前に整理・準備する取組について助言を行い、実効性のある被害対策および事業継続力の強化につながる支援を実施する

③フォローアップ

- ・BCP や事業継続力強化計画を策定した市内小規模事業者への巡回訪問により、訓練や計画の見直しについて相談指導を行う。
- ・一般社団法人中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介し、小規模事業者と職員が共に考え、検討を重ねる。
- ・支援した市内小規模事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる相談指導を行う。
- ・淡路市の防災訓練への参加を促す。

④知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・HP 等で市内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を紹介する。
- ・市内小規模事業者のBCP や事業継続力強化計画への取り組みに関する好事例を職員間の共有を通じて、市内の他の小規模事業者への相談指導時に生かし、還流できるようにする。

⑤関係団体等との連携

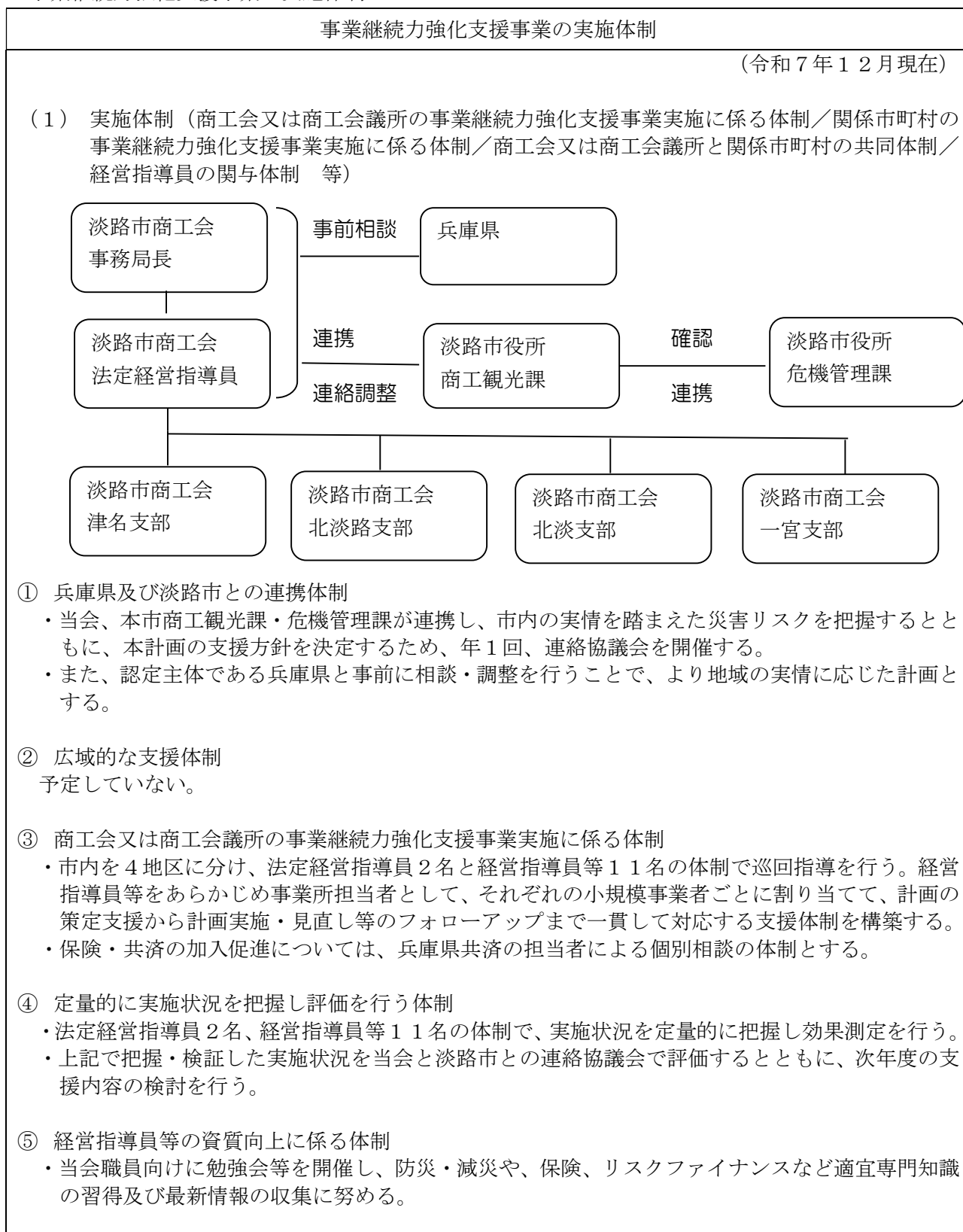
- ・県連合会等を通じ専門家の派遣を依頼するなど、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を適宜実施する。
- ・普及啓発のため、関係機関等へのポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険・傷害保険や感染症特約付き休業補償等)の紹介等も実施する。
- ・サイバー被害に関して、規模や期間が様々で、事業継続への重大な懸念につながる可能性があることから、リスクファイナンス対策としてサイバー被害に係る保険の紹介等も実施する。

⑥その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

小松清美

富岡直樹 (連絡先は、後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画の取り組み実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(年1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

淡路市商工会

〒656-2132 兵庫県淡路市志筑新島5番地2

TEL: 0799-62-3066/FAX: 0799-62-6005/Mail: info@sci-awaji.jp

②関係市町村

淡路市役所 産業振興部 商工観光課

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地

TEL: 0799-64-0001(代表)

0799-64-2542(直通)/FAX: 0799-64-2530/Mail: awaji_syoukan@city.awaji.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
専門家派遣費	150	150	150	150	150
協議会運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	100	100	100	100	100
チラシ作成等費	300	300	300	300	300
防災、感染症対策費	400	400	400	400	400

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、淡路市補助金、兵庫県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

